

証券コード 3990
2023年8月4日
(電子提供措置の開始日2023年8月2日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番1号
U U U M 株 式 会 社
代表取締役 梅 景 匡 之
社長執行役員

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.uuum.co.jp/ir-stockholders>



電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは議決権行使書用紙にございます

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）では、銘柄名（会社名）に「UUUM」、又は証券コードに「3990」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。

株主総会ポータルでは、同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ログインID・パスワードをご入力の上で、「招集通知」タブをタップいただくことで、ご確認いただけます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年8月23日（水曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1 日 時 2023年8月24日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
- 2 場 所 東京都港区六本木一丁目5番2号
泉ガーデンギャラリー
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)

3 目的事項

報告事項

1. 第10期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4 議決権の行使に関する事項

1. 各議案について賛否の表示がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
2. インターネット又は議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合においては、インターネットによる議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
3. インターネットによる方法により、複数回にわたり議決権が行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
4. 代理人により議決権を行使される株主様は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人に選任して、その議決権を行使することができます。なお、この場合、代理権を証明する書面として、委任状及び株主様ご本人の議決権行使書用紙をご提出ください。
5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により、やむなく会場や開始時刻などを変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.uuum.co.jp/ir>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

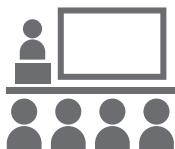
電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部となります。

- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

招集ご通知及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年8月24日（木曜日）午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限 2023年8月23日（水曜日）午後7時まで

郵送により議決権を行使される場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2023年8月23日（水曜日）午後7時必着

ご注意事項

- ※書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ※インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2023年8月23日(水) 午後7時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

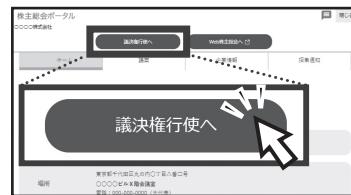
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力うえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック!

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況について

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が継続する中、経済活動の制限が大幅に緩和され回復の傾向が見られました。しかしながら、世界的な物価上昇や金融引き締めを背景とした景気後退リスクは高まっており、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中でも、当社グループは、オンラインを中心とした事業特性を生かしてクリエイターサポート業務等を継続して展開しております。

国内の端末別インターネット利用状況を見ると、スマートフォンを保有している世帯の割合は2022年8月で90.1%と初めて9割を超え(総務省2022年「通信利用動向調査」)、スマートフォンの普及や通信インフラの発達に伴い、これまで以上に動画の視聴機会が増えております。

一方で、動画コンテンツにおいて長尺の再生数の比率が下降傾向、かつ、収益化が黎明期であるショート動画の再生回数は大きく伸長しており、アドセンス収益(YouTubeチャンネル上に表示される広告に関連して生じる収益をいいます。以下同じ。)は現時点で不透明な状況となっております。そのため、クリエイターとの共創事業であるプロモーションビジネスの拡大やグッズ・EC事業の拡大に注力し、事業基盤の強化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は230億87百万円(前連結会計年度比2.1%減少)、営業損失は1億95百万円(前連結会計年度は営業利益9億71百万円)、経常損失は1億50百万円(前連結会計年度は経常利益10億2百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は10億53百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益4億48百万円)となりました。

なお、当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資(無形固定資産を含む)の総額は110,949千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

建物	内装工事費用等	2,660千円
工具、器具及び備品	備品購入費用	6,140千円
ソフトウェア仮勘定	ゲーム開発費	102,148千円

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行3社と当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3,500,000千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年8月26日付で、株式会社博報堂DYメディアパートナーズとの合併会社として株式会社H U U Mを設立し、同社の発行済株式の49%を取得して、持分法適用関連会社といたしました。

当社は、2022年10月19日付で株式会社VOISINGを設立し、同社の発行済株式の49%を取得して、持分法適用関連会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2020年 5 月期)	第 8 期 (2021年 5 月期)	第 9 期 (2022年 5 月期)	第 10 期 (当連結会計年度) (2023年 5 月期)
売 上 高 (千円)	22,459,941	24,488,391	23,584,921	23,087,389
経 常 損 益 (千円)	932,871	855,282	1,002,707	△150,454
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損益 (千円)	358,945	549,142	448,329	△1,053,265
1 株 当 た り 当 期 純 損 益 (円)	18.58	27.90	22.65	△53.09
総 資 産 (千円)	10,486,693	9,728,050	10,704,396	10,438,815
純 資 産 (千円)	3,363,644	3,960,928	4,412,002	3,325,607
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	171.29	199.67	220.54	166.29

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 第9期（2022年5月期）の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2020年 5 月期)	第 8 期 (2021年 5 月期)	第 9 期 (2022年 5 月期)	第 10 期 (当事業年度) (2023年 5 月期)
売 上 高 (千円)	22,459,941	24,487,607	21,249,944	19,364,473
経 常 損 益 (千円)	984,252	881,779	1,235,303	△1,106
当 期 純 損 益 (千円)	360,495	570,264	478,403	△1,128,204
1 株 当 た り 当 期 純 損 益 (円)	18.66	28.97	24.17	△56.87
総 資 産 (千円)	10,487,441	9,743,616	10,159,914	9,878,778
純 資 産 (千円)	3,366,143	3,981,161	4,417,953	3,282,701
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	171.42	200.87	222.16	164.13

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 第9期（2022年5月期）の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

名 称	住 所	資 本 金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
(連結子会社) UUUM P A Y 株式会社	東京都港区	1,000千円	100.00%	当社所属クリエイターへの 支払業務全般
(連結子会社) UUUMウェルス 株式会社	東京都港区	5,000千円	100.00%	当社所属クリエイターへの 金融サービスの提供
(連結子会社) H O N E S T 株式会社	東京都港区	40,000千円	93.75%	芸能タレントなどの育成及 びマネジメント等
(連結子会社) P 2 C S t u d i o 株式会社	東京都港区	10,000千円	100.00%	クリエイター関連グッズの 企画・仕入・販売事業
(連結子会社) UUUM G O L F 株式会社	東京都港区	10,000千円	100.00%	YouTube上のチャンネル 「UUUM GOLF」事業
(連結子会社) L i T M U S 株式会社	東京都港区	10,000千円	100.00%	ゲーム・IP事業

(注) NUNW株式会社は、2022年8月及び同年9月に第三者割当増資を実施し、関連会社となったため、当連結会計年度より重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

① クリエイターサポートの強化

当社グループは、バディ（マネージャー）によるサポートからタイアップ案件の獲得、イベントの開催、クリエイターグッズの販売、バックヤードのサポートなど、様々な側面でクリエイターのバックアップに努めております。新型コロナウイルス感染症はクリエイターの活動環境に変化をもたらしましたが、当社グループはそのような変化を好機と捉え、オンラインを中心とした当社事業の強みを生かして新型コロナウイルス感染症禍のもとでもクリエイターが活躍のフィールドを広げ、多くのファンを獲得できるよう、サポート体制をさらに強化し、多様化するクリエイターのニーズにも応えてまいります。そして、インターネット上で活躍する全てのクリエイターにとって、必要不可欠な存在を目指してまいります。

② 人材育成による生産性の向上

当社グループにとって最も重要な資産は「人」であり、優秀な人材の獲得や人材育成は当社にとって重要な経営課題の一つであると認識しております。当社グループは、企業理念の社内浸透やリモートワーク環境の整備及びオンライン研修制度の整備を強化し、人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性の向上に努めてまいります。

③ コンテンツ管理体制の強化

当社グループは、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的なメディアとしての視聴者獲得や広告主の獲得につながるとの考えのもと、クリエイターに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力してまいりました。昨今では、インターネット上のコンテンツの健全性に対する世間の関心がますます高まっていることから、引き続き当社グループとしてコンテンツ管理体制を一層強化してまいります。

④ 新しい収益柱の確立

当社グループは、アドセンス収益（YouTubeチャンネル上に表示される広告に関連して生じる収益をいいます。）を中心としたマネジメントから、クリエイターとのビジネス深耕を中心とした新しいマネジメントとしてのインフルエンサー・ギャラクシービジネス事業と、タイアップを中心としたマーケティングサービスから、コンテンツからメディアまでも扱う総合マーケティングサービスとしてのコンテキストドリブンマーケティング事業の両軸に注力していくことで収益多様化を実現してまいります。

⑤ M&Aによる成長加速

既存事業において、強化・領域拡大・効率化等の面でシナジーが発揮できる企業に対して業務提携やM&Aを積極的に実行し、競争力の強化を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社グループの継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築を行ってまいります。

⑦ 継続的な業務改革への取り組み

クリエイターの活動領域の拡大に伴い、当社の事業領域は多岐に渡っております。事業の規模や多角化に合わせた業務改革を継続的に行っていくことで、会社全体の生産性向上に取り組んでまいります。具体的には、不採算または成長性が期待できない事業の撤退・統合、ITシステムの導入、社内制度やオペレーションの見直し、人材戦略の見直しなどに中長期目線で取り組むことによって、社員一人当たりのビジネス有効時間の拡大や生産性の拡大、継続的な販管費のコントロールによりコスト削減を実現してまいります。

⑧ 海外展開

当社グループの所属クリエイターの動画視聴層は国内がほとんどですが、海外にはより多くの潜在的な視聴者がいると考えております。海外のMCN（マルチチャンネルネットワーク）との協業を深めることにより、プロモーション案件の相互紹介やクリエイターのコラボレーションなど補完メリットを実現していきたいと考えております。また、海外コンテンツホルダーからのコンテンツ調達、海外プラットフォームへのコンテンツ提供にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

⑨ 情報管理体制の強化

当社グループは、クリエイターの個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

事業区分	事業内容
インフルエンサーギャラクシー	クリエイターの様々な活動のサポートや、ゲーム開発・運営等
コンテキストドリブンマーケティング	クリエイターを活用したプロモーションや、番組制作・チャンネル運営等

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年5月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
支 店	宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番27号

② 子会社

UUUM PAY 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
UUUMウェルス 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
HONEST 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
P2C Studio 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
UUUM GOLF 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
LiTMUS 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号

(7) 使用人の状況 (2023年5月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
636名	58名増	31.9歳	3.1年

(注) 従業員数には、契約社員及び当社グループから社外への出向者を含み、臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,276,395千円
株式会社りそな銀行	1,000,000千円
株式会社みずほ銀行	776,652千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 68,400,000株
- ② 発行済株式の総数 19,978,140株
- ③ 株主数 26,159名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鎌田和樹	6,049,030	30.46
梅田裕真	1,800,000	9.06
株式会社STPR	680,000	3.42
開発光	454,770	2.29
セントラル短資株式会社	439,300	2.21
梅景匡之	324,800	1.63
渡辺崇	308,500	1.55
齋藤将平	222,800	1.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	188,200	0.94
中尾充宏	151,980	0.76

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (121,200株) を控除して計算しております。
2. 持株比率 (%) は、小数点3位以下を切捨てし表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエル信託株式会社に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2022年7月1日に割り当てました。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たして受益者に交付するという新たなインセンティブ制度であります。

2022年6月14日開催の取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権

新株予約権の総数	1,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり900円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,403円
新株予約権の行使期間	2023年9月1日～2032年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、2023年5月期から2025年5月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された連結営業利益が、一度でも1,500百万円を超過した場合に初めて本新株予約権を行使することができる。なお、上記における連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>割当先</p>	<p>受託者 コタエル信託株式会社</p>

(3) 会社役員状況

① 取締役状況 (2023年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鎌田和樹	NUNW株式会社 (2022年5月1日付でFORO株式会社より社名変更) 取締役 一般社団法人クリエイターエコノミー協会代表理事 一般社団法人日本ネットクリエイター協会理事 株式会社ランビ社外取締役
代表取締役社長	梅景匡之	LITMUS株式会社取締役 UUUMGOLF株式会社取締役 P2C Studio株式会社取締役
取締役	西田真樹	SOLANA合同会社代表社員 株式会社クロスシー取締役
取締役(常勤監査等委員)	砂田浩孝	HONEST株式会社監査役
取締役(監査等委員)	長南伸明	長南伸明公認会計士事務所所長 株式会社スタジオアタオ取締役 株式会社gumi社外取締役(監査等委員) SFPホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社UPSIDER社外監査役
取締役(監査等委員)	河島勇太	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
取締役(監査等委員)	一木裕佳	セガサミービジネスサポート株式会社代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社執行役員

- (注) 1. 砂田浩孝、長南伸明、河島勇太及び一木裕佳の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 砂田浩孝、長南伸明及び一木裕佳の各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
- 委員長 砂田浩孝
委員 長南伸明
委員 河島勇太
委員 一木裕佳
4. 当社は、4名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集、取締役会以外の重要な会議等への出席、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 監査等委員である取締役長南伸明氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役河島勇太氏は、弁護士であり、企業に関する法務、特にコーポレートガバナンスに関する知見を有しております。
7. 2023年5月31日付取締役会の決議に基づき、鎌田和樹氏は、2023年6月1日付で取締役会長となりました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、管理監督者の地位にある従業員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が填補することとしております。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意又は重大な過失がある場合の損害等については填補の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		報 酬 等 の 総 額
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	3名	81,440千円	—	81,440千円
監 査 等 委 員 だ っ け 取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (4名)	23,920千円 (23,920千円)	6,600千円 (6,600千円)	30,520千円 (30,520千円)
合 計 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (4名)	105,360千円 (23,920千円)	6,600千円 (6,600千円)	111,960千円 (30,520千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年8月31日開催の第4回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月21日開催の第5回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当社グループの前連結会計年度における連結営業利益（連結損益計算書に記載の営業利益をいう。（注3において同じ。））であり、また、当該業績指標を選定した理由は、当該業績指標が、取締役の業績向上へのインセンティブ付与と内部留保とのバランスを図るのに適した指標と考えたためです。なお、前連結会計年度における当社グループの連結営業利益の実績は971,395千円です。
4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬は、支給しないことといたしました。

□. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

・決定方針の決定方法

当社は以下の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関して、取締役会において決議をし、決定しております。

・基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）の報酬等は、取締役の経営責任を明確にし、業績向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、指名報酬委員会からの答申及び、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議により代表取締役に一任し決定することを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬等は、いずれも金銭報酬である固定報酬としての「基本報酬」及び賞与としての「業績連動報酬等」により構成し、その概要は以下のとおりです。

・基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職等に応じて定めた基本給及び職位給を合計した額を支給します。

・業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の賞与としての業績連動報酬は、当社グループの前連結会計年度における連結営業利益（連結損益計算書に記載の営業利益をいう。以下、本方針において同じ。）を指標として総額の上限を決定し、当社グループの連結営業利益を稼働人員数（当事業年度の毎月の稼働人員数の平均をいう。）で除した一人当たりの営業利益を基準として、役位等に応じて定めた職位係数を掛けた額を、毎年一定の時期に支給します。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に関して、役位等に応じて定めた職位係数は以下のとおりです。

取締役会長	社長執行役員である取締役	執行役員である取締役
4.0	5.0	3.5

・基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬は当社の利益水準及び同種同規模の他社における役員報酬の水準等を参考として決定し、また、業績連動報酬は取締役に対する適切なインセンティブ付与と内部留保とのバランス等を勘案して決定することとします。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬及び賞与の額については取締役会決議に基づき代表取締役が委任をうけて決定するものとします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成され、かつその委員長が独立社外取締役である指名報酬委員会に個人別の基本報酬及び賞与額の原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

ハ、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、原案に対する指名報酬委員会からの答申及び監査等委員会の意見に従い、代表取締役が上記方針との整合性を考慮し、多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申及び意見を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

二、取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長梅景匡之が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社事業の全部に精通し、取締役の業務執行に関して適切にこれを把握し、評価することができる代表取締役に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定を委ねることが当社全体の利益に資すると考えるためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成され、かつその委員長が独立社外取締役である指名報酬委員会、監査等委員会による答申及び意見がなされる体制を整備する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役長南伸明氏は長南伸明公認会計士事務所の公認会計士であり、株式会社スタジオアタオの取締役、株式会社gumiの社外取締役（監査等委員）、SFPホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社UPSIDERの社外監査役を務めております。なお、株式会社スタジオアタオは当社の取引先ですが、同社との取引実績は、当社の当期連結決算における売上高の0.1%未満であり、僅少であります。その他の兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役河島勇太氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー弁護士であり、当社と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておらず、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役一木裕佳氏は、セガサミービジネスサポート株式会社の代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の執行役員を務めております。これらの兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 砂田浩孝	当事業年度に開催された取締役会15回、及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。同氏には、ビジネスの観点から取締役会その他重要な会議において、適切な意見提言を行うことが期待されており、取締役会及び監査等委員会では、主に豊富なマネジメント経験と幅広い見識に基づき、経営全般の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 長南伸明	当事業年度に開催された取締役会15回、及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。同氏には、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、会計・税務及びビジネスの観点から、適切な発言を行うことが期待されており、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 河島勇太	当事業年度に開催された取締役会15回、及び監査等委員会15回全てに出席いたしました。同氏には、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、コンプライアンスなどの観点から、適切な発言を行うことが期待されており、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 一木裕佳	当事業年度に開催された取締役会11回、及び監査等委員会11回全てに出席いたしました。同氏には、ビジネスの観点から取締役会及び監査等委員会において、適切な意見提言を行うことが期待されており、取締役会及び監査等委員会では、主にサステナビリティに関する深い見識や女性活躍推進の幅広い知見に基づき、経営全般の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 一木裕佳氏は、2022年8月25日開催の定時株主総会において選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで法令、定款及びその他規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び使用人が、当社が社会の中で活躍する企業であることを認識し、コンプライアンス意識を高く持つことを行動規範とし、行動規範の継続的な教育・啓発に努めるとともに、当社グループの取締役及び執行役員の権限と役割を明確にすることにより、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保する。
 - ・ 当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、事業リスク対策チーム、財務会計対策チーム、資産保全対策チーム、危機管理対策チーム、情報セキュリティ対策チーム、個人情報保護対策チーム、コンプライアンス対策チーム、及び緊急トラブルシューティングチームをその構成要素とし、それぞれの長に取締役又は執行役員を置くことで組成される。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を定時取締役会に報告する。
 - ・ 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要事項を決定する。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ・ 代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役に報告する。
 - ・ 業務執行を担当する取締役の監督の維持・強化のため、監査等委員を選任する。
 - ・ 監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となって他の社内機関より独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況、取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員の職務の執行について「監査等委員会規程」に従い、適法性・妥当性監査を実施する。
 - ・ 当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを「反社会的勢力対策規程」において宣言し、「反社会的勢力対策規程」に従い、チェック体制の整備を行い、運用を実施する。
 - ・ 金融商品取引法に従い、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備を行い、その運用状況を評価する。
 - ・ 当社のコンプライアンス担当者は、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施などにより社内全体におけるコンプライアンス意識を徹底する。
 - ・ 当社グループにおける法令・定款・その他諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、

- 「コンプライアンス規程」に従い、当社の常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設置する。
- ・法令・定款・その他諸規程の違反が認定された場合、「就業規則」に従い、懲罰委員会による処罰の対象とする。
 - ・代表取締役が指名する内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。
 - ・当社は、2019年6月に過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置し、同委員会への諮問を通じて当社の経営の透明化及び取締役の報酬決定プロセスの客観化・透明化を図っている。
 - ・当社は、2019年11月に代表取締役社長及び代表取締役社長から指名を受けた執行役員で構成される投資委員会を設置し、当社の株式投資（自己運用を除く）に関する事項を審議・決定し、出資の適正を確保している。
- ② 当社の取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会議事録など重要な文書（電磁的記録を含む。）については、法令・「文書管理規程」に従って記録し、適切かつ安全に保存・管理し、取締役、執行役員及び内部監査担当者は、いつでもこれらを閲覧することができる。
 - ・取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これらに基づき適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会で制定される「リスク管理規程」に従い、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を推進する。
 - ・個別リスクに関して、リスク管理の対策組織で、予防的、継続的な教育、対応策などを審議・決定する。
 - ・リスク管理の対策組織は、定期的又は必要に応じ、当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性及び影響度を分析・評価し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告・提言する。
 - ・リスク管理の対策組織は、リスクの顕在化防止に必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した事業継続計画、対応マニュアルを策定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の承認を得る。
 - ・緊急事態が発生した場合には、代表取締役をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を取り、そのリスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して迅速に対応を実施する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役、取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」に従い、代表取締役の指揮監督のもと権限及び責任の明確化を図り、迅速かつ効率的に業務を執行する。
 - ・重要な業務遂行のうち、取引額が相対的に小さい等、事業全体の状況に鑑み取締役会決議事項との関係で相対的に重要性の低い業務執行については、より迅速で多面的な検討を行うために代表取締役社長及び代表取締役社長から指名を受けた執行役員で構成される執行会議で審議する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
 - ・当社は、当社グループの管理に関する諸規程を整備し、当該規程に基づいて必要な管理を行う。
 - ・内部監査担当者は、前各号に定める事項の整備・運用状況の有効性を評価し、監査結果及び改善課題を、代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
- ⑦ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当該使用人については、補助すべき監査等委員会及び監査等委員の職務に関連し、監査等委員会又は監査等委員から指示を受けたとき、その指揮命令に従い、監査等委員でない取締役、執行役員からの指揮命令を受けない。
 - ・当該使用人の取締役からの独立性と監査等委員の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員の同意を必要とする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席の際に、職務の執行状況を報告する。このほか、監査等委員会からの求めに応じ、業務及び財産の状況などを報告する。
- ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当社グループの当該取締役、執行役員及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを徹底し、これを周知する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員会及び監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - ・監査等委員がその職務の執行に関し、法令で定める費用の前払などの請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ・監査等委員がその職務の執行に関し、緊急又は臨時に支出した費用については、速やかに事後に償還に応じる。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役と監査等委員会の間で定期的な意見交換会を開催する。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との間で定期的な連絡会を開催する。
 - ・監査等委員は、執行会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会など、各種会議体へ出席することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

当社は、毎月定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営課題について活発に議論し、重要事項について審議・決定しております。

また、業務執行取締役及び執行役員が出席する執行会議を、原則毎週開催し、取締役会で決議するべき事項以外の経営上重要な事項について審議、決定し、経営機能の強化に努めております。

また、業務執行取締役、執行役員及びその他経営陣幹部は「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき分担して職務を執行しております。

② コンプライアンス・リスクマネジメント体制について

当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修を定期的を実施するとともに、常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会では、毎月、当社のコンプライアンスの状況、経営を取り巻く各種リスク、当社におけるリスクの発生について対応策を検討実施し、取締役会及び執行会議に報告・提言を行っております。

③ 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づいて開催され、法令等に定められた事項の決議を行っております。

また、常勤監査等委員は、社内の重要会議に出席するなど日常業務レベルで経営情報を収集し、意思決定の過程や内容について監査及び監督をしております。さらに、会計監査人、内部監査室と適宜情報交換を行い監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,283,847	流動負債	6,840,905
現金及び預金	4,231,874	買掛金	1,799,479
売掛金	2,405,249	短期借入金	3,500,000
商品	469,465	一年内返済予定の長期借入金	297,000
仕掛品	10,571	未払金	231,890
貯蔵品	2,458	未払費用	520,225
未収消費税等	846,172	未払法人税等	122,403
その他	318,055	契約負債	162,392
固定資産	2,154,968	賞与引当金	142,792
有形固定資産	236,544	その他の	64,722
建物	496,436	固定負債	272,302
減価償却累計額	△312,159	長期借入金	256,047
建物(純額)	184,277	繰延税金負債	2,033
工具、器具及び備品	188,986	その他	14,222
減価償却累計額	△148,411		
工具、器具及び備品(純額)	40,574	負債合計	7,113,207
土地	11,692	(純資産の部)	
無形固定資産	777,866	株主資本	3,310,823
ソフトウェア	113,560	資本金	834,125
ソフトウェア仮勘定	140,791	資本剰余金	824,787
のれん	33,514	利益剰余金	1,751,888
契約関連無形資産	490,000	自己株式	△99,978
投資その他の資産	1,140,557	その他の包括利益累計額	△8,795
投資有価証券	396,969	その他有価証券評価差額金	△8,795
繰延税金資産	391,497	新株予約権	23,579
敷金及び保証金	349,961		
その他	2,129	純資産合計	3,325,607
資産合計	10,438,815	負債純資産合計	10,438,815

連結損益計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,087,389
売上原価	16,540,611
売上総利益	6,546,777
販売費及び一般管理費	6,742,634
営業損	△195,857
営業外収益	
受取利息	77
為替差益	15,904
助成金収入	719
関係会社業務受託収入	8,960
匿名組合投資利益	45,837
その他	11,819
営業外費用	
支払利息	11,179
支払手数料	2,955
売上割引	2,094
損害賠償金	6,764
持分法による投資損失	14,776
その他	146
経常損失	△150,454
特別損失	
減損損失	37,086
投資有価証券評価損	519,719
税金等調整前当期純損失	△707,261
法人税、住民税及び事業税	322,527
法人税等調整額	24,244
当期純損失	△1,054,034
非支配株主に帰属する当期純損失	△768
親会社株主に帰属する当期純損失	△1,053,265

連結株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	824,031	11,010	814,693	2,805,154	△99,978	4,354,910
当連結会計年度変動額						
新株の発行	10,094	△11,010	10,094			9,178
親会社株主に帰属する 当期純損失				△1,053,265		△1,053,265
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	10,094	△11,010	10,094	△1,053,265	－	△1,044,087
当連結会計年度末残高	834,125	－	824,787	1,751,888	△99,978	3,310,823

	その他の包括 利益累計額 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	16,647	14,362	26,082	4,412,002
当連結会計年度変動額				
新株の発行				9,178
親会社株主に帰属する 当期純損失				△1,053,265
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△25,443	9,217	△26,082	△42,308
当連結会計年度変動額合計	△25,443	9,217	△26,082	△1,086,395
当連結会計年度末残高	△8,795	23,579	－	3,325,607

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称
UUUM PAY株式会社
UUUMウェルス株式会社
HONEST株式会社
P2C Studio株式会社
UUUM GOLF株式会社
LiTMUS株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・関連会社の名称
NUNW株式会社
株式会社HUUM
株式会社VOISING

NUNW株式会社は、2022年8月及び同年9月に第三者割当増資を実施し、関連会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社を含めております。株式会社HUUM及び株式会社VOISINGは、当連結会計年度において新たに設立したことにより、持分法適用関連会社を含めておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの
市場価格のない株式等

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～36年
工具、器具及び備品	2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

契約関連無形資産

その効果の及ぶ期間（10年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年）にわたり均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な財・サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(インフルエンサーギャラクシー)

①アドセンス

YouTube上に流れる広告による収益の一部を受領するアドセンス収益は、ライセンス供与の対価として使用量に基づくロイヤルティを受領する取引に該当すると判断しております。したがって、当社グループの履行義務であるYouTubeへの動画投稿が完了したのち、顧客が当該コンテンツを使用し広告収益を計上した時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

②グッズ・P2C

グッズ・P2Cにおいては、出荷から引き渡しまでがごく短期間で行われるため、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③その他

主なサービスである制作収益は、主にYouTubeチャンネル運営の受託であり、受託業務を提供した時点でその履行義務が充足されると判断し、受託業務の提供時点で収益を認識しております。

(コンテキストドリブンマーケティング)

主なサービスである広告収益は、各種媒体に広告出稿がされた時点や、広告制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、広告出稿又は制作物の納品時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

4.重要な会計上の見積り

(無形固定資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア	8,665千円
のれん	33,514
契約関連無形資産	490,000

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、既存事業において、強化・領域拡大・効率化等の面でシナジーが発揮できる企業に対して業務提携やM&Aを積極的に実行し、競争力の強化を図っており、2018年9月にレモネード株式会社の吸収合併、2020年6月に吉本興業株式会社との業務提携を行い、その結果として無形固定資産を532,180千円（ソフトウェア8,665千円、のれん33,514千円、契約関連無形資産490,000千円）計上しています。

無形固定資産の減損の兆候の有無については、資産又は資産グループごとに、取得時の事業計画に基づく将来キャッシュフローと実績等を比較することにより行っています。事業計画に用いた主要な仮定は、過去の売上実績や利用可能な情報に基づいて設定したオンライン広告市場等の成長率です。

オンライン広告市場等の成長率は、見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な状況の変化により、翌連結会計年度以降の無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(棚卸資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	469,465千円
商品評価損	757,485

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、期末における商品の正味売却価額が取得原価を下回っている場合、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としています。また、正常営業循環過程から外れた滞留商品について、賞味期限がある商品は賞味期限を考慮した販売見込数量を見積もった上で評価を行い、それ以外の商品は一定の回転期間を超える場合に定期的に帳簿価額を切り下げる方法によって収益性の低下を評価に反映させています。その結果、当連結会計年度において、商品評価損757,485千円を計上しています。

賞味期限のある商品の主要な仮定は過去の販売実績に基づく販売見込数量であり、それ以外の商品の主要な仮定は定期的に帳簿価額を切り下げるために各商品の性質に応じて設定している評価減率です。

上記の販売見込数量や評価減率の見積りには不確実性を伴うため、将来の市場動向や顧客需要の変化等によって販売実績が当初の想定を大きく下回り、主要な仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の商品の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5.連結貸借対照表に関する注記

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。また、これらの契約の中には、純資産及び利益について一定の条件の財務制限条項が付されているものがあります。

当座貸越限度額の総額	5,000,000千円
借入実行残高	3,500,000千円
差引額	1,500,000千円

6.連結損益計算書に関する注記

- (1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 757,485千円

- (2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

- ①減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	固定資産減損損失 (千円)
LiTMUS株式会社 (東京都港区)	自社ゲーム	ソフトウェア	37,086

- ②減損損失に至った経緯

当初予定していた収益を見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

- ③資産のグルーピング方法

当社グループは、無形固定資産につきましては他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

- ④回収可能性の算定方法

回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

7.連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 19,978,140株

- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 121,200株

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 551,160 株

8.金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は投資信託及び安全性の高い銀行預金等に投資する方針であります。デリバティブは、主としてリスクヘッジを目的として行うこととしており、投機的な取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであります。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

投資有価証券は、主に株式であり実質価額が下落するリスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態を把握し、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業拡大に向けた投資及び運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後2年であります。これらの一部は長期の変動金利で調達しているため、金利の変動リスクがあります。当該リスクに関しては、借入先及び契約内容の見直しを行っております。

当社グループは、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
敷 金 及 び 保 証 金	343,861	343,848	△12
投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	8,463	8,463	—
資 産 計	352,324	352,311	△12
長 期 借 入 金 (※)	553,047	552,900	△146
負 債 計	553,047	552,900	△146

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、非上場株式（連結貸借対照表計上額67,668千円）であり、「(2)金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	249,324	—	—	249,324
資産計	249,324	—	—	249,324

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	343,848	—	343,848
投資有価証券				
其他有価証券				
ゴルフ会員権	—	8,463	—	8,463
資産計	—	352,311	—	352,311
長期借入金	—	552,900	—	552,900
負債計	—	552,900	—	552,900

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いております。上場株式は、活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。ゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における取引価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

差入敷金保証金は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9.収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
インフルエンサーギャラクシー	15,014,951
アドセンス	8,838,446
グッズP2C	4,139,191
その他	2,037,313
コンテキストドリブンマーケティング	8,072,437
顧客との契約から生じる収益	23,087,389
その他の収益	—
外部顧客への売上高	23,087,389

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 重要な会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首残高 (2022年6月1日)	当連結会計年度期首残高 (2023年5月31日)
顧客との契約から生じた債権	2,227,425	2,405,249
契約負債	479,383	162,392

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10.1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 166円29銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △53円09銭 |

11.重要な後発事象に関する注記

該当はありません。

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,939,322	流動負債	6,325,807
現金及び預金	3,531,475	買掛金	1,472,301
売掛金	2,122,001	短期借入金	3,500,000
商品	1,729	一年内返済予定の長期借入金	297,000
仕掛品	7,612	未払金	162,390
貯蔵品	2,458	未払費用	516,857
未収消費税等	777,010	未払法人税等	104,908
前払費用	120,613	契約負債	112,877
短期貸付金	2,150,150	預り金	38,605
その他の	185,241	賞与引当金	120,865
貸倒引当金	△958,969	その他	3
固定資産	1,939,456	固定負債	270,269
有形固定資産	236,079	長期借入金	256,047
建物	496,436	その他	14,222
減価償却累計額	△312,159	負債合計	6,596,076
建物(純額)	184,277		
工具、器具及び備品	186,094	(純資産の部)	
減価償却累計額	△145,983	株主資本	3,267,917
工具、器具及び備品(純額)	40,110	資本金	834,125
土地	11,692	資本剰余金	803,125
無形固定資産	618,813	資本準備金	803,125
ソフトウェア	95,299	利益剰余金	1,730,644
のれん	33,514	その他利益剰余金	1,730,644
契約関連無形資産	490,000	繰越利益剰余金	1,730,644
投資その他の資産	1,084,562	自己株式	△99,978
投資有価証券	325,456	評価・換算差額等	△8,795
関係会社株式	95,210	その他有価証券評価差額金	△8,795
繰延税金資産	317,906	新株予約権	23,579
敷金及び保証金	343,861	純資産合計	3,282,701
その他	2,129	負債純資産合計	9,878,778
資産合計	9,878,778		

損益計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,364,473
売上原価	13,341,435
売上総利益	6,023,037
販売費及び一般管理費	5,517,065
営業利益	505,971
営業外収益	
受取利息	6,578
関係会社業務受託収入	369,396
為替差益	15,904
助成金収入	719
匿名組合投資利益	45,837
その他	36,417
営業外費用	
支払利息	11,148
支払手数料	2,955
売上割引	2,094
損害賠償金	6,764
貸倒引当金繰入額	958,969
経常損失	△1,106
特別損失	
投資有価証券評価損	519,719
関係会社株式評価損	333,655
税引前当期純損失	△854,481
法人税、住民税及び事業税	295,349
法人税等調整額	△21,627
当期純損失	△1,128,204

株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	新 株 式 込 金 証 拠 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
			資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	824,031	11,010	793,031	2,858,848	△99,978	4,386,943
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	10,094	△11,010	10,094			9,178
当 期 純 損 失				△1,128,204		△1,128,204
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	10,094	△11,010	10,094	△1,128,204	-	△1,119,026
当 期 末 残 高	834,125	-	803,125	1,730,644	△99,978	3,267,917

	評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	16,647	14,362	4,417,953
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			9,178
当 期 純 損 失			△1,128,204
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△25,443	9,217	△16,225
当 期 変 動 額 合 計	△25,443	9,217	△1,135,251
当 期 末 残 高	△8,795	23,579	3,282,701

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～36年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

契約関連無形資産

その効果の及ぶ期間（10年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については実績率基準より計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、債権の内容に応じ、追加計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年）にわたり均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な財・サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(インフルエンサーギャラクシー)

① アドセンス

YouTube上に流れる広告による収益の一部を受領するアドセンス収益は、ライセンス供与の対価として使用量に基づくロイヤルティを受領する取引に該当すると判断しております。したがって、当社グループの履行義務であるYouTubeへの動画投稿が完了したのち、顧客が当該コンテンツを使用し広告収益を計上した時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② その他

主なサービスである制作収益は、主にYouTubeチャンネル運営の受託であり、受託業務を提供した時点でその履行義務が充足されると判断し、受託業務の提供時点で収益を認識しております。

(コンテキストドリブンマーケティング)

主なサービスである広告収益は、各種媒体に広告出稿がされた時点や、広告制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、広告出稿又は制作物の納品時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積り

(無形固定資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア	8,665千円
のれん	33,514
契約関連無形資産	490,000

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

詳細につきましては、「連結注記表 4. 重要な会計上の見積り (無形固定資産) (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載しております。

(P2C Studio株式会社への関係会社投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	0千円
関係会社株式評価損	189,883
関係会社貸付金	1,700,000
貸倒引当金	830,122

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

市場価格のない関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された関係会社の財務諸表における純資産額を基礎として評価しております。また、関係会社への貸付金については、関係会社の財政状態等の状況を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。その結果、当事業年度において関係会社株式評価損を189,883千円、関係会社貸付金に対して830,122千円の貸倒引当金を計上しております。

P2C Studio株式会社は、正常営業循環過程から外れた滞留商品について、賞味期限がある商品は当該期限を考慮した販売見込数量を見積もった上で評価を行い、それ以外の商品は一定の回転期間を超える場合に定期的に帳簿価額を切り下げる方法によって収益性の低下を棚卸資産の評価に反映させています。当該評価に用いる主要な仮定である販売見込数量や評価減率の見積りには不確実性を伴い、将来の市場動向や顧客需要の変化等によって販売実績が当初の想定を大きく下回り、主要な仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度にP2C Studio株式会社の純資産額が減少し、追加の評価損や貸倒引当金の計上が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	2,525,208千円
短期金銭債務	21,154千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引	1,410,590千円
営業取引以外の取引	401,307千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	121,200株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年5月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	293,636千円
投資有価証券評価損	225,918
関係会社株式評価損	149,349
減価償却超過額	147,451
敷金（資産除去債務）	43,101
賞与引当金	37,008
役員賞与引当金	2,059
その他	20,887
繰延税金資産小計	919,414
評価性引当額	△598,423
繰延税金資産合計	320,990
繰延税金負債	
ソフトウェア	△2,653
その他	△430
繰延税金負債合計	△3,084
繰延税金資産の純額	317,906

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 住所	資本金又は 出資金 (千円)	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引等の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	P2C Studio(株) 東京都港区	10,000	(所有) 直接 100.0	サービスの提供、 資金の貸付及び役員 の兼任	管理業務 受託料 (注1)	284,478	その他 流動資産	24,721
					資金の貸付 (注2)	1,700,000	短期貸付金 (注3)	1,700,000
	LiTMUS(株) 東京都港区	10,000	(所有) 直接 100.0	サービスの提供、 資金の貸付及び役員 の兼任	資金の貸付 (注2)	350,000	短期貸付金 (注4)	350,000
関連会社	(株)HUUM 東京都港区	15,000	(所有) 直接 49.0	サービスの提供及び 役員 の兼任	広告収入 (注1)	359,394	売掛金	140,382

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 市場価格を勘案し相互協議に基づき決定しております。
2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 短期貸付金に対し、当事業年度において830,122千円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、同額の引当金残高となっております。
4. 短期貸付金に対し、当事業年度において106,583千円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、同額の引当金残高となっております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 164円13銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △56円87銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

UUUM株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 清 二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鴫 田 直 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、UUUM株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UUUM株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

UUUM株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中井清二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴫田直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、UUUM株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月21日

UUUM株式会社 監査等委員会

社外取締役（常勤監査等委員）	砂	田	浩	孝	印
社外取締役（監査等委員）	長	南	伸	明	印
社外取締役（監査等委員）	河	島	勇	太	印
社外取締役（監査等委員）	一	木	裕	佳	印

(注) 監査等委員砂田浩孝、長南伸明、河島勇太及び一木裕佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（3名）は、本株主総会終結時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。また、当社では、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しており、取締役会は、事前に指名報酬委員会に諮問したうえで取締役候補者を決定しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 かま だ かず き 鎌 田 和 樹 (1983年12月3日生)	2003年10月 株式会社光通信入社 2006年11月 テレコムサービス株式会社出向 2010年4月 株式会社光通信執行役員 2013年6月 当社設立 当社代表取締役 2019年6月 当社代表取締役社長 CEO 2021年6月 FORO株式会社（現NUNW株式会社）代表取締役社長 2021年6月 UUUM GOLF株式会社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 兼 CEO 2022年2月 一般社団法人日本ネットクリエイター協会理事（現任） 2022年3月 一般社団法人クリエイターエコノミー協会代表理事（現任） 2022年6月 当社代表取締役会長 2022年8月 NUNW株式会社取締役（現任） 2022年8月 株式会社トランビ社外取締役（現任） 2023年6月 当社取締役会長（現任） 経営全般担当	6,049,030株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社創業者として、強力なリーダーシップを発揮するとともに、当社所属の専属クリエイターとの強固な信頼関係を築いております。また、YouTube動画、これにかかるプロモーションだけでなく、YouTube以外のSNS、及び広くインフルエンサーマーケティングビジネスに関して豊富な知識を有し、当社の経営方針や事業戦略の決定において極めて重要な役割を果たしております。</p> <p>このようなリーダーシップや豊富な知識、またクリエイターとの強固な信頼関係は、引き続き、当社の企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
2	再任 うめ かげ ただ ゆき 梅 景 匡 之 (1978年3月3日生)	2001年 3月 株式会社NEXS入社 2007年10月 株式会社光通信入社 2010年 4月 同社統括部長 テレコムサービス株式会社取締役 2014年 7月 当社入社 2014年12月 当社取締役 2019年 6月 当社取締役 COO 2021年 6月 P2C Studio株式会社取締役 2021年 6月 UUUM GOLF株式会社取締役 (現任) 2021年 6月 当社取締役専務執行役員 兼 COO 2021年12月 LiTMUS株式会社取締役 (現任) 2022年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任) 経営全般、社長室担当	324,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 創業間もない当社に入社後、当社のクリエイターサポート事業をはじめとする事業全般の執行責任者として、現在まで当社を成長させてきた実績を有しております。この実績及びYouTube、その他のSNS、及びインフルエンサーマーケティングビジネスに対する深い見識は、引き続き、当社の事業執行において不可欠かつ当社の企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
3	新任 あ ん ど う きよし 安 藤 潔 (1984年5月8日生)	2007年 4 月 株式会社三井住友銀行入行 法人部門 東京中央法人営業第一部 投資銀行部門 ストラクチャードファイナ ンス営業部 投資銀行部門 シンジケーション営業部 2017年 3 月 SAMURAI&J PARTNERS 株式会社 代表取締役社長 2021年 6 月 株式会社ROOOM 創業 COO 2021年11月 株式会社Lakala Japan CFO 2022年 6 月 株式会社Social Common Capital 執行役員 COO 2023年 2 月 当社入社 2023年 6 月 当社執行役員 (現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 株式会社三井住友銀行では大企業向けホールセール業務及び投資銀行業務等の多様なファイナンス業務を経験したことに加え、起業経験並びに上場会社においてCEOとして経営を行った実績があり、卓越したファイナンス知識と幅広いネットワークを有しており、設立11周年目の大きな転換期を迎える当社のファイナンス戦略や企業価値向上に寄与するものと判断し、取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2023年5月31日現在の株式数を記載しております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現在の監査等委員である取締役のうち砂田浩孝氏及び長南伸明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、取締役会は、事前に指名報酬委員会に諮問したうえで監査等委員である取締役の候補者を決定しております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
再任 長南伸明 (1973年9月9日生)	1996年4月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー 2015年8月 長南伸明公認会計士事務所所長（現任） 2015年9月 株式会社スタジオアタオ取締役（現任） 2017年7月 株式会社gumi社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年8月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年5月 SFPホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年9月 株式会社UPSIDER 社外監査役（現任）	7,600株

【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要】

公認会計士としての経験、他のベンチャー企業の取締役としての豊富な経験や幅広い見識を有していることから、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。当社は、当該経験・見識をもって、会計・税務及びビジネスの観点から取締役会において、適切な意見提言を行うことを長南伸明氏に期待しております。なお、長南伸明氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 長南伸明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。当社は、同氏を東証の独立役員に届出ており、選任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員として届出る予定であります。
3. 長南伸明氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 候補者の所有する当社の株式数は、2023年5月31日現在の株式数を記載しております。

(ご参考)

第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合の取締役体制

第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合の各取締役が有する主な知識・経験・専門性並びに当社が期待する分野は次のとおりであります。

役職	氏名	企業経営	コンテンツ ・企画	マーケティング・営業	IT デジタル	財務 ファイナンス	人事・労務 人材開発	法務・リスク マネジメント	サステナビリティ
取締役	鎌田 和樹	○	○	○	○				
	梅景 匡之	○		○	○		○		
	安藤 潔	○				○	○	○	
取締役 (監査等委員)	長南 伸明 (社外)	○			○	○		○	
	河島 勇太 (社外)							○	
	一木 裕佳 (社外)	○	○						○

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までといたします。

また、その選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、取締役会は、事前に指名報酬委員会に諮問したうえで補欠の監査等委員である取締役の候補者を決定しております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
かとう まさひろ 加藤 昌弘 (1972年8月16日生)	1995年4月 株式会社タートル（現株式会社学研エル・スタッフィング）入社 2003年8月 加藤昌弘行政書士事務所 開設 2006年10月 株式会社レッド・エンタテインメント入社 2008年2月 株式会社ぐるなび入社 2017年2月 当社入社 2019年6月 当社内部監査室長（現任） 2022年10月 株式会社VOISING監査役（現任） 2023年3月 NUNW株式会社監査役（現任）	600株

【補欠の監査等委員である取締役の候補者とした理由】

行政書士の資格を有しており、企業のリスク管理に関する知見を有しております。さらに当社の内部監査室長職に就いていることから、監査等委員としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 加藤昌弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、就任した時を以って当社従業員を辞職いたします。
 2. 加藤昌弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額です。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。加藤昌弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 4. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 5. 候補者の所有する当社の株式数は、2023年5月31日現在の株式数を記載しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木一丁目5番2号
泉ガーデンギャラリー
TEL 03-3589-5276



交通 最寄り駅
南北線 六本木一丁目駅 北改札徒歩3分
日比谷線 神谷町駅 2番出口徒歩7分

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。